６千保介事第１号

令和６年４月１日

市内高齢者施設　施設長　様

市内介護保険事業所　管理者　様

千葉市介護保険事業課長

介護保険施設等における事故報告について（通知）

平素より、本市高齢者福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、介護サービスの提供時等における事故発生に際しては、市の基準条例で定め

るとおり、市、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとなっており、速やかな事故発生時の状況、関係者及び関係機関への対応状況等に係る報告の実施について、令和３年３月３１日付け２千保介第２２５１号により通知したところです。

今般、同通知にてお示しした事項のうち、報告の基準について一部変更を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

**１　事故報告を行う必要がある場合**

（１）サービス提供中に事故やケガ等が発生したとき。

ア　「サービス提供中」とは、事業所内で発生したもののほか、訪問中、送迎・通院中、事業所が実施した行事中に発生した事故や自宅に訪問した際に利用者に異変があり対応したものも含むものとする。

イ　「ケガ等」の程度については、原則として、医療機関での受診を要したものとする。また、急病・病態の急変等で、病院へ救急車又は事業所の職員が搬送した場合も含むものとする。

ウ　誤薬に関する事故については、「イ」に関わらず報告するものとする。

エ　事業所側の過失の有無は問いません。（利用者の過失等による場合であっても

「イ」又は「ウ」に該当する場合は、報告するものとする。）

オ　利用者が病気等により死亡した場合であっても、入院後間もない場合や死因等に

疑義が生じトラブルになる可能性がある場合は、報告するものとする。

　　カ　令和６年４月１日から、新型コロナウイルス感染症については、「イ」に関わらず（２）「ア」～「ウ」に該当する場合のみ報告するものとする。

（２）食中毒や感染症が発生したとき。

次の「ア」～「ウ」に該当する場合は、迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等

の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じるものとする。

ア　感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が

発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全

利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が

疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

（３）離設・行方不明等

　　　速やかに周辺や心当たりがある場所を探しても見つからず、外部（警察等）への協力を求めた場合は報告するものとする。（外部への協力を求める前に対象者を発見した場合も事業所内において記録作成、再発防止策の検討及び家族等への報告は行うこと。）

（４）事業所職員の法令違反・不祥事が発生したとき。

虐待や預かり金の横領等、利用者の処遇に影響があったもの等を報告するものとす

る。

（５）利用者またはその家族等に係る個人情報の漏洩が発生したとき。（不正アクセス等によるデータ紛失等含む。）

（６）その他、管理者の判断により、報告が必要と認めたとき。

事業所等において利用者の行方不明が発生し警察に捜索願を出した場合や、盗難事件

や火災などが発生し利用者に影響のある場合は、報告するものとする。

**２　上記１にかかわらず事故報告を行う必要がない場合**

（１）サービス提供中の事故やケガ等であっても、医療機関を受診することなく、軽易な治療のみで対応したもの、又は、医療機関を受診した場合であっても、治療を伴わないもの。ただし、誤薬に関する事故についてはこれによらず、（２）のとおり扱うものとする。

（２）誤薬に関する事故のうち落薬や飲ませ忘れであって、医療機関の受診や治療が不要だったもの。

（３）利用者が千葉市介護保険の被保険者でなく、かつ、事故が発生した事業所の所在地

が千葉市内でないもの。

（４）持病による定期的な病院受診や事業所等の見守り不十分等に起因しない体調不良による病院受診（風邪や胃腸炎等）

**３　報告方法**

報告の方法は次のとおりとする。

（１）事故が発生した場合には、別紙「事故報告書」により、速やかに電子メールにて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、第一報を電話連絡にて報告するものとのする。

（２）別紙「事故報告書」では内容が網羅できない場合は、必要に応じて別紙を添付する等して報告するものとする。

（３）文書で報告後、対象者が死亡する等、状況に変化があった場合は、速やかに再報告

を行うものとする。

**４　報告先**

（１）事故報告

別表のとおり

（２）保健所

ア　感染症が疑われる場合：保健所感染症対策課　TEL043-238-9974

イ　食中毒が疑われる場合：保健所食品安全課　TEL043-238-9935

**５　その他**

（１）関係法令等に報告等が定められている場合は、別途、関係連絡先に所定の報告を行うものとする。

（２）利用者及びその家族や、利用者の保険者（自治体）にも速やかに連絡を行うものとす

る。（事故報告が不要の事案についても、必要に応じて家族等への連絡を行うものとする。）